

平成20年9月30日

各 位

不動産投資信託証券発行者名	リプラス・レジデンシャル投資法人 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズ オフィス
代 表 者 名	執 行 役 員 佐 久 間 隆 夫 (コード番号:8886)
資 産 運 用 会 社 名	リプラス・リート・マネジメント株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 岡 村 一 郎
問 い 合 わ せ 先	経 営 管 理 部 長 貞 廣 亜 紀 Tel. 03-5425-5600

株式会社リプラスの破産手続開始決定による本投資法人保有物件の賃料回収に関する影響について

株式会社リプラス（以下「リプラス」といいます。）の破産手続開始決定に関するリプラス・レジデンシャル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）及びリプラス・リート・マネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）に与える影響については、平成20年9月24日付「スポンサー企業の破産手続開始の申立てに関するお知らせ」においてお知らせしておりましたが、このほか、本投資法人が保有する物件の賃料等の回収において、下記の影響が生じていることが判明しましたので、お知らせいたします。

記

1 リプラスの破産手続開始による影響

本投資法人は、本日現在、保有する131物件のうち、111物件においてリプラスの滞納家賃保証システムを導入しており、エンドテナントの約6割の方が、同システムを利用しています。当該保証システムにおいて、本投資法人とリプラスとの間に直接の契約関係はありませんが、プロパティマネジメント業務委託会社（以下「PM会社」といいます。）、エンドテナント及びエンドテナントの賃料等債務に係る保証人たるリプラス社の三者間契約となっています。

当該保証システム利用住戸の滞納家賃はリプラス社の口座にて回収される仕組み（エンドテナントがリプラス社の口座へ支払う）となっており、現時点でリプラス社の口座に留保されている滞納家賃が本破産手続によりリプラス社から支払われない場合、本投資法人が影響を受ける可能性があります。

2 家賃の回収遅延または回収不能の可能性のある戸数及び賃料

- ① 戸数：345戸
- ② 賃料：20百万円

当該戸数及び金額は、PM会社が平成20年9月29日現在、リプラスに対して滞納家賃に係る代位弁済を請求している賃料に係るエンドテナントの戸数及び金額です。

1 本投資法人の業績に与える影響

当該事実が本投資法人の業績に与える影響は軽微であり、平成20年8月12日に公表しました平成20年9月期（第5期：平成20年4月1日から平成20年9月30日）の運用状況の予想に変更はありません。今後の状況等につきましては、新たな事実が発生しましたら、速やかにお知らせいたします。

以 上